

淡路市消防団規則の一部を改正する規則（案）

淡路市消防団規則（平成１９年淡路市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後														改正前													
(消防団の階級及び定員)														(消防団の階級及び定員)													
第3条 消防団の階級及び階級別の定員は、次のとおりとする。														第3条 消防団の階級及び階級別の定員は、次のとおりとする。													
区別	本部					分団					合計	区別	本部					分団					合計				
階級	団長	副団長	地区長	地区副長	班長	団員	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員		階級	団長	副団長	地区長	地区副長	班長	団員	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	
定員	1	2	5	10	1	49	24	25	79	87	209	1,064	1,556	定員	1	2	5	10	1	49	25	26	81	88	211	1,246	1,745

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。